

地方税共通納税システムQ&A(事業所向け)

No		質問	回答	問い合わせ先
1	地方税共通納税システムについて ※以下、「共通納税システム」とい う。	共通納税システムとは何ですか。	自宅や職場のパソコンを使用して地方税の電子納税ができる仕組みです。 事前登録した口座や指定したインターネットバンキングを利用して、全ての都道府県・市区町村へ納税する ことができます。	
2		共通納税システムと既存の電子納税にはどのような違いがありますか。 また、共通納税システムを利用すると、どのようなメリットがありますか。	既存の電子納税は、ネットバンキングやクレジットカード等さまざまなキャッシュレス決済のサービスを利 用して納付決裁を一件ずつ行うもので、手数料が必要な場合が多く、取り扱いの有無や手数料は地方 公共団体ごとに異なっています。 共通納税システムは、既存の電子納税とは以下の点で違いがあり、これらが利用のメリットになります。 ①全ての地方公共団体が同じルールに基づいて取り扱っている。 ②eLTAXを利用して申告を行い、課税通知を受け取っている場合、共通納税システムに税額が引き継 がれ、納入額の入力が不要になる。 ③同一年度の同月期分であれば、一回の手続き処理で複数の地方公共団体への一括納付が可能。 ④事前に口座をeLTAXに登録しておけば、手数料がかからずダイレクト納付が可能。 ⑤地方公共団体が指定する金融機関や決済サービス以外からも納付が可能。	①
3		共通納税システムを利用すると、手続きがどのように変 わりますか。	従来、事業所は住民税関係の手続きに関して、次のような煩雑な手続きを行う必要がありました。 ①給与支払年の翌年1月末までに、給与支払報告書を従業員が居住する地方公共団体あてに提出す る。 ②給与支払年の翌年5月中旬頃、住民税(特別徴収分)の課税通知が事業所に届く。 ③例月、従業員が居住する地方公共団体ごとに個別に納税手続きを行う。 共通納税システムを利用することで、①給与支払報告書の提出から③納税までを電子処理で一括して 管理・実施することができ、ダイレクト納付(口座をeLTAXに事前登録する必要あり)を行えば、金融機関 の有料サービスを使う必要がなくなるので、手数料が不要となります。 なお、共通納税システムを利用するためのソフトウェアは、地方税共同機構のHPより無料でダウ ロードすることができます。	
4		納税できる地方公共団体を教えてください。(世田谷区 は可能ですか。)	原則として全ての地方公共団体が対応することになっています。世田谷区も対応しています。但し、災害 等で通信インフラの利用や運用整備ができない地方公共団体が一部存在し得る場合もあります。詳しく はeLTAXのホームページにてご確認ください。	
5		共通納税システムではどのような種類の税金を納税で きますか。 また、共通納税システムで世田谷区へ納税できる税金 の種類は何ですか。	法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税(特別徴 収分、退職所得分)です。 そのうち、共通納税システムを利用して世田谷区へ納税できるのは 個人住民税の特別徴収分及び退職 所得分のみ となります。なお、個人住民税でも普通徴収分の納税には利用できません。	③

No		質問	回答	問い合わせ先
6	地方税共通納税システムについて(つづき)	今後、固定資産税や自動車税など、取扱税目が増える可能性はありますか。	国は電子納税を推進しているので将来その可能性は高いといえますが、現時点では具体的な予定はありません。	eLTaxについて:① e-Taxについて:国税庁(税務署)
7		e-Tax分と一緒に払えますか。	e-Taxは国税、eLTAXは地方税、それぞれ独立したシステムで、連動はしていません。 e-TaxとeLTAXそれぞれで、お手続きをお願いいたします。	
8		手数料はかかりますか。	共通納税システム利用による納税そのものについては手数料負担はありません。 ただし、ダイレクト納付の利用ではなくインターネットバンキング利用で決済を行う場合、金融機関によっては決済手数料がかかる場合もあるようですので、お取引されている金融機関にご確認ください。	ダイレクト納付について:① インターネットバンキングによる納付について: インターネットバンキングの取引をしている金融機関
9		延滞金の納税はできますか。	可能です。延滞金の有無や金額については事前に区へお問い合わせください。	システム操作方法:① 延滞金額について:②
10		共通納税システムで納税するには何をすればよいですか。	eLTAXのホームページから利用届出を行い、納税者IDを取得する必要があります。 「PCdesk」等のeLTAX対応ソフトウェアをダウンロードして指定事項を登録し利用者IDを取得、eLTAXへログインします。 必要に応じてダイレクト方式(予めeLTAXへ口座を届出する必要有り)又はインターネットバンキングが可能な口座をご用意ください。 詳細は、eLTAXのホームページをご確認ください。	①
11		共通納税システムでの納税手続きでは、どのような項目を入力する必要がありますか。	次の項目を入力する必要があります。 「納付者の氏名又は名称」「利用者名」「住所(所在地)」「申告税目」「納入先地方公共団体」「納入先区・事務所」「特別徴収義務者の指定番号」「納入対象年月」「納入金額」 詳しくはeLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。 ※「特別徴収義務者の指定番号」は、地方公共団体ごとに付番する番号です。eLTAXシステムにおいて課税通知を受信している場合は、共通納税システムの「明細情報入力」画面で[番号転記]ボタンを押すと、自動で入力されます。	手続きについて:① 指定番号について:④
12		共通納税システムの操作方法がよくわかりません。	eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。	①

No	質問	回答	問い合わせ先
13	地方税共通納稅システム利用による納稅について 当社の取引口座(ネットバンキングが可能な口座)がある金融機関は、共通納稅システムに対応していますか。	地方公共団体が指定している金融機関に限らず、地方の各銀行や信用金庫、信用組合など、多くの金融機関で利用いただけます。対応している金融機関は、eLTAXホームページにて公開しています。	
14	共通納稅システムにおいて、クレジットカードでの決裁やコンビニ納付は可能ですか。	2019年10月の制度開始以降、当面は、金融機関口座を利用したインターネットバンキングとダイレクト方式のみとなります。クレジットカード決済やコンビニ店頭での納付は、現時点では導入の予定はありません。	
15	ダイレクト方式とはどういうものですか。	eLTAXシステムに事前登録した金融機関口座より直接納付する方式です。インターネットバンキングへのログインや暗証番号等を必要としません。また、税理士等の代理人に依頼して納税することもできます。	
16	口座登録をしてからダイレクト方式で納税できるまでの所要時間はどのくらいですか。	申請情報を金融機関にて審査完了後、利用できるようになります。審査が完了するまでの期間は金融機関ごとに異なります。審査にかかる期間の目安については、eLTAXのホームページの「共通納稅対応金融機関」ページに掲載されている「金融機関一覧」をご確認ください。なお、口座は最大3口座まで登録できます。	①
17	登録している口座を変更したいのですが、どうすればよいですか。	登録済の口座情報を変更したい場合は、登録していた口座を一度削除して、新たな口座を登録する必要があります。共通納稅システムの「納稅メニュー」より口座情報を入力し、金融機関宛の宛名ラベルと地方税ダイレクト納付口座振替依頼書を印刷します。口座届出印を押印した地方税ダイレクト納付口座振替依頼書を金融機関に郵送してください。金融機関で受領され、審査完了後にダイレクト方式での納付が可能になります。利用者側の控えも併せて印刷されるので、保管してください。なお、口座は最大3口座まで登録できます。	
18	複数の地方公共団体の税金をまとめて納付することができますか。	地方税共通納稅システムで取り扱っている、同一申告区分の同一税目について、同一の事業年度及び対象年月であれば、複数の地方公共団体の税金をまとめて支払うことができます。	
19	納付情報発行依頼は、一括で行うことができますか。	納付対象の手続き(税目及び申告区分)が同一である場合に、納付情報の発行依頼を一括で行うことができます。(電子申告連動の場合は、事業年度・期別も同一である必要があります。)	
20	納付情報発行依頼をしてから、支払い操作に進むまでの所要時間はどのくらいですか。	通信環境やeLTAXシステムの処理速度に依存するため、時期によっては時間がかかる場合が在る様です。eLTAXのホームページにてシステムの状況を確認いただくか、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。	
21	納期限が過ぎても共通納稅システム上で納付手続きは可能ですか。	可能ですが、納期限を過ぎてのお支払いの場合、延滞金が発生する場合があります。延滞金の有無や、金額については事前に区へお問い合わせください。なお、納期限後の納付により延滞金が発生している場合、その差額を後日納付書をお送りして請求させていただくことがあります。	②

No		質問	回答	問い合わせ先
22	地方税共通納税システム利用による納税について(つづき)	金額を誤って入力した場合や二重に納付してしまった場合、取消はできますか。また、共通納税システムの中で還付手続きはできますか。	いったん納付の決裁を行うと、後から取消することはできません。重複納付や納付金額を間違えてしまった等の場合は、世田谷区にお金が届いてから(公金化された後)、還付や充当等の個別対応を行うことになります。お手数ですが、詳細は区へお問い合わせください。	(3)
23		共通納税システムで納付を行った後、自治体に情報が届くまでにはどれくらいの日数がかかりますか。(自治体で収納情報の確認ができるのはいつ頃になりますか。)	共通納税システムにて納入手続きいただいたてから、当区にて納付確認がとれるまでの期間は、支払元口座がみずほ銀行(機構幹事金融機関)の場合は、納入手続き後2営業日。機構幹事金融機関以外及びゆうちょ銀行の場合は、3営業日を必要とします。そのため、督促状や催告書が行き違いで発送される場合があります。 また、入力に不備があった場合(指定番号相違等)は、エラーとなってしまう可能性があり、その対応のためデータ反映まで約1~2週間ほどお時間がかかる場合があります。	
24		納入したはずなのに督促状(または催告書)が届きました。どういうことですか。	なお、就職等で特別徴収の対象者が増えたり税額変更により金額が増加したが、当初お知らせした金額で納付した場合、また、従業員の退職等があったが、区役所に退職切替届け出がなされていない(手続き中の場合を含む)のに事業所で金額を減らして納税した場合は、差額について督促状や催告書が届く場合があります。	
25		領収証書は発行されますか。	領収証書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴はPCdesk画面上で確認できます。なお、文書にて証明が必要な場合は、納税証明書を取得(有料)いただくか、従来どおり、金融機関又は世田谷区役所の収納取り扱い窓口にて納入書で納税を行ってください。	(3)
26		電子申告をしていない(eLTAXで申告を行っていない)が、電子納税は可能ですか。	個人住民税(特別徴収分)は、利用届出を行い納税者IDを取得すれば電子申告を行なっていなくても共通納税システムを利用して納税が可能です。ただし、退職所得に係る住民税を電子納税する場合は、eLTAXで申告をする必要があります。 納入画面においては、「特別徴収義務者の指定番号」や「納入額」を入力する必要がありますが、eLTAXで申告し、課税通知書を受信した場合、これらの項目が自動入力されます。入力作業を簡略化できますので、eLTAXで電子納税する場合には電子申告をご利用ください。	共通納税システムID登録について:(1) 退職所得に関わる納税について:(3) eLTAX登録について:(4)
27		パソコンではなく、スマートフォン等で納税手続きはできますか。	スマートフォン等からの手続きには制限があり、口座登録や納税はいずれもできません。詳細はeLTAX(地方税共同機構)のHPをご確認ください。	(1)
28		利用できる時間帯は。	納付情報発行依頼、納付情報の照会は月～金(土・日・祝日、年末年始12／29～1／3は休業)8時30分～24時です。なお、納付手続きについては、前記のeLTAX稼働時間内かつ、ご利用になる金融機関のサービス時間内に行う必要があります。あらかじめご利用される口座金融機関のサービス提供時間をご確認ください。	①及びご利用予定の口座のある金融機関
29		代理人の口座より支払いできますか。	あらかじめ納税代理権限の承認と、事前口座登録をすることにより、ダイレクト方式を利用して代理人が納税することができます。詳細は、eLTAXのホームページをご確認ください。	(1)
30		引落日を指定して納税することはできますか。	納付方法選択画面で「即日納付」または「期日指定納付」を選択することが可能です。	

No		質問	回答	問い合わせ先
31	地方税共通納稅システム利用による納稅について(つづき)	就職・退職や本人の確定申告等により、当初送付されてきた通知書から税額が変更になった場合も支払いは可能ですか。	共通納稅システムの「明細情報入力」画面に初期表示されている納入金額は、当初通知における税額であり、その後に税額変更が発生した場合、税額の変更内容が反映されません。税額が変更されている場合は、お手元の通知書に基づき、手入力で金額を訂正してください。	(4)
32		共通納稅システムで納付を行おうとしたところ、表示された金額が区から届いている金額と違うのですが、どういうことでしょうか。		
33		共通納稅システムで電子納稅をしたが、その後税変があった場合で、差額分を電子納稅することは可能ですか。その際、納付情報発行依頼を改めて行う必要がありますか。	既にお支払いされた納付情報の再利用はできません。新規に差額分の納付情報を送信し、納付手続きを行ってください。	
34		納入書で窓口納入をしたが、その後、税額変更があった。差額分のみを電子納稅することはできますか。	可能です。初めて共通納稅システムを利用するのであれば利用開始手続きを行った上で、共通納稅システム内で納付手続きを行ってください。	
35		納入書とeLTAX払いと併用することはできますか。	可能です。納入書が必要な場合は納稅相談係(問い合わせ先②)へご相談ください。	(1)
36		共通納稅システムを利用して電子納稅したが、その後従業員の人数変更や税額変更により、追加差額分が発生した。その分を納入書で納付することはできますか。		
37		今月分を払いそびれてしまった(または金額を少なく納付してしまった)ので、不足分を来月分と合算して納入したいのですが、可能ですか。(複数月合算納入できますか。)	新規に納付情報を送付することで複数月を合算納入することができます。合算納入ではなく、今月分は今月分、来月分は来月分と月別に納付情報を送付すれば、それぞれを納入することも可能です。ただし、納期限をすぎてしまった分については延滞金が発生、又は督促状等が送付される場合が有りますので、ご留意ください。	(2)

<問い合わせ先> 下表左の①～④は、上記Q & Aの問い合わせ先に対応しています。

①	地方税共通納税システム全般及びeLTAXに関するお問い合わせ(概要、利用開始までの手順、操作説明、電子納税の方法、システム関連等)	地方税共同機構 eLTAXヘルプデスク 【電話番号】0570-081459(ハイシンコク) 【IP電話やPHS】03-5521-0019 https://www.eltax.lta.go.jp	【受付時間】9:00～17:00 ※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。							
②	◆納付相談・納付予定の連絡や納期限を過ぎた税金のお支払い方法等について ◆督促状・催告書について ◆延滞金について	納税課 納税相談係 03-5432-2208								
③	◆退職所得に係る納入申告書及び特別徴収票について ◆還付・充当などについて ◆納税・課税証明等について ◆納期の特例取り扱いについて	納税課 収納・税証明係 03-5432-2197								
	世田谷区へ提出したeLTAX利用開始申請について	課税課 管理係 03-5432-2163								
④	eLTAXを利用して世田谷区へ提出した各種届出について ◆税額について ◆普通徴収から特別徴収への切替申請について ◆指定番号登録(事業所登録)について	◆特別徴収に係る給与所得者異動届出書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について	課税課 特別徴収係 03-5432-2216							
		課税課 課税第1係 03-5432-2169	<table border="1"> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td>世田谷区内</td> <td>池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1・2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林</td> </tr> <tr> <td>世田谷区外</td> <td>特別区</td> <td>港区、新宿区、文京区、江東区、中野区、北区</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>東京都内(市、町、村)</td> </tr> </table>	事業所の所在地	世田谷区内	池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1・2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	世田谷区外	特別区	港区、新宿区、文京区、江東区、中野区、北区	その他
事業所の所在地	世田谷区内	池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1・2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林								
世田谷区外	特別区	港区、新宿区、文京区、江東区、中野区、北区								
その他	その他	東京都内(市、町、村)								
課税課 課税第2係 03-5432-2174										
<table border="1"> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td>世田谷区内</td> <td>赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原</td> </tr> <tr> <td>世田谷区外</td> <td>特別区</td> <td>千代田区、台東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、練馬区、江戸川区</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	事業所の所在地	世田谷区内	赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	世田谷区外	特別区	千代田区、台東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、練馬区、江戸川区	その他	その他	—	
事業所の所在地	世田谷区内	赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原								
世田谷区外	特別区	千代田区、台東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、練馬区、江戸川区								
その他	その他	—								
課税課 課税第3係 03-5432-2184	<table border="1"> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td>世田谷区内</td> <td>奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀</td> </tr> <tr> <td>世田谷区外</td> <td>特別区</td> <td>中央区、墨田区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、葛飾区</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>東京都以外全域、官公署</td> </tr> </table>	事業所の所在地	世田谷区内	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀	世田谷区外	特別区	中央区、墨田区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、葛飾区	その他	その他	東京都以外全域、官公署
事業所の所在地	世田谷区内	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀								
世田谷区外	特別区	中央区、墨田区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、葛飾区								
その他	その他	東京都以外全域、官公署								
◆給与支払報告書等や公的年金支払報告書に関する追加・訂正・削除等について										
課税課 事務調整係 03-5432-2166										

【受付時間】8:30～17:00
※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。